

新旧対照表

新（令和8年6月）	旧（平成29年10月）
<p data-bbox="460 352 1196 390" style="text-align: center;">デジタル工事写真の黒板情報電子化について</p> <p data-bbox="189 464 1445 636">受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合については、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。</p> <p data-bbox="189 669 1445 772">対象工事においては、以下に示す項目1. から4. の全てを実施していることが、確認できなければならない。</p> <p data-bbox="189 846 457 884">1. 対象機器の導入</p> <p data-bbox="189 917 1445 1161">受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。</p> <p data-bbox="189 1194 1445 1367">信憑性確認（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していることとする。</p> <p data-bbox="189 1400 1445 1503">また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p data-bbox="189 1537 712 1575">なお、使用機器の事例を以下に示す。</p> <p data-bbox="189 1608 445 1646">【使用機器の事例】</p> <p data-bbox="189 1680 1445 1785">デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、https://www.jcomsia.org/kokuban</p> <p data-bbox="189 1818 1445 1921">※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない</p>	<p data-bbox="1765 352 2502 390" style="text-align: center;">デジタル工事写真の黒板情報電子化について</p> <p data-bbox="1484 464 2739 636">受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合については、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。</p> <p data-bbox="1484 669 2739 772">対象工事においては、以下に示す項目1. から4. の全てを実施していることが、確認できなければならない。</p> <p data-bbox="1484 846 1765 884">1. 対象機器の導入</p> <p data-bbox="1484 917 2739 1161">受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。</p> <p data-bbox="1484 1194 2739 1367">信憑性確認（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していることとする。</p> <p data-bbox="1484 1400 2739 1503">また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p data-bbox="1484 1537 2739 1709">なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p>

新（令和8年6月）	旧（平成29年10月）
<p>2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入</p> <p>受注者は、1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。</p> <p>ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>受注者は、2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</p> <p>また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのももよい。</p> <p>【チェックツールの事例】</p> <p>信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、 〈https://www.jcomsia.org/kokuban〉</p> <p>※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するも</p>	<p>2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入</p> <p>受注者は、1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。</p> <p>ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>受注者は、2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。納品時に、受注者は URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。</p>

新（令和 8 年 6 月）	旧（平成 29 年 10 月）
<p data-bbox="181 268 341 300">のではない</p> <p data-bbox="181 407 1448 512">なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。</p> <p data-bbox="1368 579 1472 611">以上</p> <p data-bbox="181 722 255 753">附則</p> <p data-bbox="181 791 860 823">この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p data-bbox="181 861 801 892">この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。</p>	<p data-bbox="2683 617 2786 648">以上</p>